



2023.2 発行第 167 号

郡上市商工会
郡上市八幡町島谷 130 番地 1

☎66-2311 FAX 66-2312

<https://gujo.ne.jp/shoko//Email:gujo@ml.gifushoko.or.jp> Facebook:<https://www.facebook.com/gujoshoko/>

青年部『Google Workspace 講習会』を開催しました

12月7日に郡上市商工会青年部主催『Google Workspace 講習会』を開催しました。

岐阜県商工会青年部連合会会長 矢島氏を講師として招き、総勢16名の青年部員が参加しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンラインツールは急速に成長しています。事業の販路拡大や業務効率化、生産性向上にも繋がるITツールについて、実際にPCやスマートフォンを使用しながら具体的・実践的な活用方法について解説を受け、青年部員のITスキル向上につながりました。



インボイス登録申請について(ご案内)

インボイス制度が始まる令和5年10月1日から登録を受けるためには、登録申請書を提出する必要があります。※申請書類提出先については裏面参照

○インボイス制度についての詳細は、

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

▲「特集 インボイス制度」国税庁HP

こちらから読み取りできます📄



○インボイス登録申請申請書(適格請求書発行事業者の登録申請書 等)

様式のダウンロードができます

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_shinei.htm

▲「申請について」国税庁HP Webページ後半の「登録申請等様式」よりダウンロード



○インボイス制度に関する一般的な質問・相談は…☎インボイスコールセンターまで
フリーダイヤル 0120-205-553(無料) ※9:00~17:00(土日祝除く)

※商工会でのインボイス登録に関するご相談は税理士相談会をご活用ください。確定申告相談体制の確保のため、ご協力をよろしくお願いいたします。

(ご相談の予約は先着順となっておりますので、お早目に商工会(☎66-2311)又は、税務相談体制で別紙カレンダーのとおり開所しております各出張所へ直接ご連絡ください。)

決算・確定申告相談は完全予約制です！

商工会で支援をさせて頂いております「決算・所得税・消費税等確定申告相談」につきまして、今年も引き続き**完全予約制**にて実施します。所得控除に必要な各種証明書等持参の上、予約した時間にお越しただければ、待ち時間無しでスムーズに決算・確定申告をして頂けます。新型コロナウイルス感染症対策の観点からもご協力お願いします。また、無料税理士相談の予約も併せて受付を行います。相続・贈与、不動産の譲渡などについてもご相談いただけますので、是非ご利用下さい。

ご相談の予約は先着順となっておりますので、お早目に商工会(☎66-2311)又は、
税務相談体制で別紙カレンダーのとおり開所しております各出張所へ直接ご連絡ください。



<p>インボイス登録申請書(適格請求書発行事業者の登録申請書等)郵送先</p> <p>〒461-0001 名古屋市東区泉1丁目17番8号 名古屋国税局 インボイス登録センター 御中</p>	<p>消費税簡易課税制度選択届出書を合わせて提出する場合はまとめて関税務署に郵送</p> <p>〒501-3293 関市川間町2番地 関税務署 御中</p>
--	--

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

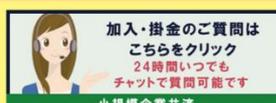
■ 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください
共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00~17:00

経営者のための退職金制度です！

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済



Be a Great Small.
中小機構

小規模共済

検索